

(様式第1号)

## 大阪市芸術・文化団体サポート事業団体登録申請書

年 月 日

大阪市長

都・道・府・県 市・郡 区

所在地 \_\_\_\_\_

フリガナ  
団体名 \_\_\_\_\_  
役職 \_\_\_\_\_

フリガナ  
代表者 氏名 \_\_\_\_\_  
(本名)

担当者氏名 \_\_\_\_\_

担当者  
連絡先 \_\_\_\_\_

大阪市芸術・文化団体サポート事業団体登録要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

### 記

確認事項 (参考) 大阪市芸術・文化団体サポート事業団体登録要綱第2条

(いずれかの口にチェックしてください。)

公益社団法人である 公益財団法人である NPO法人である

一般社団又は一般財団法人の非営利型法人で、2年以内に公益法人へ移行予定 ※下表添付書類の⑩⑪も提出すること。

(以下、確認されましたら、すべての口にチェックを入れてください。)

大阪市内に主たる事務所を有し、大阪市内を拠点として活動していること。

専ら大阪市芸術文化振興条例(平成16年条例第20号)第2条第1号及び第2号に規定する芸術文化での1年以上の芸術活動の実績があること。

趣味の教室又はカルチャー教室その他これに類するものを主たる活動としている団体でないこと。

団体同士の交流又は会員の親睦等限られた範囲を対象とした共益的活動を主たる活動としている団体でないこと。

学会・学校教育の一環の活動等学術的な活動を目的とした団体でないこと。

チャリティー・ボランティア活動を主たる目的とした団体でないこと。

宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

認定法、NPO法及びその他法令に基づく報告等が、所轄庁又は行政庁に対して適切に行われていること。

市税及びその他の租税を滞納していないこと。

暴力団員による不当な防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が構成する団体又は暴力団、その構成員もしくは大阪市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者の統制下にある団体でないこと。

### 添付書類

① 団体の概要書(様式2)	② 定款
③ 登記事項証明書	④ 前(直近)事業年度の事業報告書
⑤ 前(直近)事業年度の収支計算書	⑥ 直近の役員名簿、社員(構成員)名簿

⑦ 当年度の事業計画書	⑧ 当年度の収支予算書
⑨ 実績のわかるもの（パンフレット、新聞記事等 H P 等で確認できる場合は省略可）	
⑩ 公益法人への移行を意思決定した資料※ (様式第 2 号)	⑪ 大阪府税務所に提出した設立等申告書控え（写し）※

## 団体概要書

(その 1)

団体名		団体の種別 ※いずれかの□にチェックしてください。	<input type="checkbox"/> 公益社団法人 <input type="checkbox"/> 公益財団法人 <input type="checkbox"/> N P O 法人 <input type="checkbox"/> (認定 N P O 法人) <input type="checkbox"/> 非営利型法人 <input type="checkbox"/> (公益法人へ移行予定)
代表者の 役職・氏名	(ふりがな)		
主たる事務所の 所在地			
設立年月	年 月	構成員数	
事業年度	月 日 から 月 日		
団体の活動 目的			
活動分野	※下表の芸術文化の中から選択して記入してください。		
主な活動内容			
これまでの主 な活動実績	※ 具体的かつ直近の活動内容がわかるように記入してください。		
ホームページ	有 (URL ) / 無		
機関紙	有 (機関紙名 ) / 無		

--

「活動分野」大阪市芸術文化振興条例第2条にて定義する芸術文化

- 1 音楽 2 演劇 3 舞踊 4 美術 5 写真 6 映像 7 文学 8 文楽 9 能楽 10 歌舞伎  
11 茶道 12 華道 13 書道 14 その他の芸術文化

### 寄附者へのPR等

(その2)

貴団体における現在の課題	
貴団体の将来展望 (何をめざしているのか、支援を受けて取り組みたいこと等)	
市民等寄附者に対するPR	

この申請書に記載している事項に間違いはありません。

年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(様式第3号)

大阪市指令経文第 号  
年 月 日

様

大阪市長

### 大阪市芸術・文化団体サポート事業団体登録決定通知書

年 月 日付で申請のあった、大阪市芸術・文化団体サポート事業団体登録申請について、貴団体の登録を決定しましたので通知します。

なお、登録内容に変更が生じた場合は、大阪市芸術・文化団体サポート事業団体登録要綱第7条の規定により速やかに変更届を提出すること。

#### 【留意事項】

- この団体登録は、大阪市芸術・文化団体サポート事業助成金の対象団体として登録するものであり、助成金の交付を約束するものではない。また、大阪市が他の芸術・文化団体との間に優劣をつけるものではない。
- 登録の有効期間は、この登録の通知の日付の含まれる年度の翌々年度末までとする。
- 登録期間内は、毎年、各団体の事業年度の最終日から3月以内に事業報告書及び収支計算書を市長に提出しなければならない。
- 登録期間内は、登録申請及び事業報告の際に提出する次の書類を、貴団体の事務所等に閲覧用に設置することとし、ホームページに掲載する等積極的に市民に公開し、活動内容等の周知に努めること。

- 様式第1号及び第2号
- 定款

(様式第4号)

大経文第 号  
年 月 日

様

大阪市長

## 大阪市芸術・文化団体サポート事業団体非登録通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市芸術・文化団体サポート事業団体登録申請について、下記のとおり登録を行わないこととしましたので、通知します。

記

### 1 登録を行わない理由

(様式第5号)

年 月 日

大 阪 市 長

都・道・府・県 市・郡 区

所 在 地 \_\_\_\_\_

フリガナ  
団 体 名 \_\_\_\_\_

フリガナ  
代 表 者 \_\_\_\_\_  
役職  
氏名  
(本名)

担当者氏名 \_\_\_\_\_

担当者連絡先 \_\_\_\_\_

### 大阪市芸術・文化団体サポート事業団体登録変更届

次のとおり、登録内容に変更が生じたので、団体の概要書（様式2号）を添付し、届け出ます。

#### 記

1 変更する内容及びその理由

2 変更年月日

年 月 日

※ 変更に伴い、行政庁又は所轄庁に提出した書類があれば写しを添付すること

(様式第 6 号)

大阪市芸術・文化団体サポート事業事業報告書等届出書

年 月 日

大阪市長

都・道・府・県

市・郡

区

所在地

フリガナ  
団体名

フリガナ  
代表者

役職

氏名

(本名)

担当者氏名

担当者連絡先

大阪市芸術・文化団体サポート事業団体登録要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり下記の書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 収支計算書

(様式第7号)

大阪市芸術・文化団体サポート事業団体登録更新申請書

年 月 日

大阪市長

都・道・府・県 市・郡 区

所在地 \_\_\_\_\_

フリガナ  
団体名 \_\_\_\_\_

フリガナ  
代表者 \_\_\_\_\_  
役職  
氏名  
(本名)

担当者氏名 \_\_\_\_\_

担当者  
連絡先 \_\_\_\_\_

大阪市芸術・文化団体サポート事業団体登録要綱第9条の規定に基づき、登録の更新をした  
いので、次のとおり申請します。

確認事項 (参考) 大阪市芸術・文化団体サポート事業団体登録要綱第2条

(いずれかの口にチェックしてください。)

公益社団法人である  公益財団法人である  NPO法人である

(以下、確認されましたら、すべての口にチェックを入れてください。)

- 大阪市内に主たる事務所を有し、大阪市内を拠点として活動していること。
- 専ら大阪市芸術文化振興条例(平成16年条例第20号)第2条第1号及び第2号に規定する芸術文化での1年以上の芸術活動の実績があること。
- 趣味の教室又はカルチャー教室その他これに類するものを主たる活動としている団体でないこと。
- 団体同士の交流又は会員の親睦等限られた範囲を対象とした共益的活動を主たる活動としている団体でないこと。
- 学会・学校教育の一環の活動等学術的な活動を目的とした団体でないこと。
- チャリティー・ボランティア活動を主たる目的とした団体でないこと。
- 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- 認定法、NPO法及びその他法令に基づく報告等が、所轄庁又は行政庁に対して適切に行われていること。
- 市税及びその他の租税を滞納していないこと。
- 暴力団員による不当な防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が構成する団体又は暴力団、その構成員もしくは大阪市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者の統制下にある団体でないこと。

添付書類

① 団体の概要書(様式2)	② 直近の役員、社員(構成員)名簿
③ 年度の事業計画書	④ 年度の収支予算書
⑤ 年度の収支予算書	



(様式第 8 号)

大阪市指令経文第 号  
年 月 日

様

大阪市長

## 大阪市芸術・文化団体サポート事業登録団体取消通知書

大阪市芸術・文化団体サポート事業団体登録要綱第 10 条の規定に基づき、次のとおり取消し  
することを決定したので通知します。

記

### 1 取消理由